

議案第 13 号

飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例

飯豊町立学校設置条例（平成元年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「名称及び位置」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

第 2 条 小学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
飯豊町立第一小学校	飯豊町大字萩生 6 7 7 番地
飯豊町立第二小学校	飯豊町大字小白川 3 3 6 0 番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の改正規定を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 義務教育学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
飯豊町立いいでの森学園	飯豊町大字椿 1 8 6 2 番地

附則を次のように改める。

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

令和 8 年 4 月からの義務教育学校開校を延期することに伴い、小学校を 2 校とするとともに、施設一体型の義務教育学校の名称及び位置について規定するため、本条例の一部改正を提案するものである。

令和 7 年 3 月 4 日提出

飯豊町長 嵐 正 人